

令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和元年9月26日（木）午後2時20分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（3番議員 柏原 要、9番議員 森田哲夫）

日程第2 会期の決定（9月26日（木）1日間）

日程第3 認定第1号 平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について

認定第2号 平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病セン
ター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第6号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算
（第1号）について

日程第5 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊
3番	柏	原	要	4番	和	田	美	奈
5番	内	匠	勇	人	6番	三	木	浩
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆
9番	森	田	哲	夫	10番	出	原	賢
								治

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	嶋	津		裕
総務課係長	岸	野	多	州子

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実
副管理者	(太子町長)	服	部	千
代表監査委員		今	江	伸
会計管理者		東	元	千代子
事務局長		眞	殿	幸
総務課長(兼)		田	淵	寿
医務課長		島	津	淳
環境業務課長		福	井	照
衛生業務課長		石	原	重
たつの市市民生活部		首	藤	武
環境課長				司
太子町生活福祉部				
生活環境課長				

開 会 挨拶

○議長（畑山剛一議員）

失礼します。

開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

週を明けますと10月に入りますが、ここ最近は朝晩も涼しく、日中も幾分か過ごしやすくなってまいりました。

本日ここに令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が招集されたところ、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、開会を宣する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえないところでございます。

今期定例会には、既にお手元にお届けしておりますとおり、一般会計補正予算及び平成30年度各会計決算認定の案件が提出をされております。いずれも住民生活に直結した重要な案件でありますので、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の議事運営につきましても議員各位の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にて参集を賜り、ここに開会を宣せられる運びとなりましたこと、誠にご同慶に存じます。謹んでお礼を申し上げます。

さて、今期定例会に付議いたします案件は、平成30年度一般会計及び休日夜間急病センター特別会計、それぞれ歳入歳出決算認定、さらには令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一一般会計補正予算（第1号）の3件を提出いたしております。議員各位におかれましては、どうか円滑なる運営により、適切なるご決定をいただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開 会 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

ただいまより、令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告2件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について、事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（畑山剛一議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（畑山剛一議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において3番柏原 要議

員、9番森田哲夫議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月26日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月26日の1日間と決しました。

～日程第3 認定第1号及び認定第2号～

○議長（畑山剛一議員）

次は、日程第3、認定第1号 平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号 平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました認定第1号、平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず、一般会計の決算状況でございますが、決算書の3ページをお開き願います。

平成30年度の歳入決算額は21億2,104万3,969円となっております。

次に、5ページをご覧ください。

歳出決算額は20億5,840万431円で、差し引き残額は6,264万3,538円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

決算書の10ページをお開き願います。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費でございます。

予算現額は237万1,000円で、支出済額は187万7,929円となっております。この支出の主な内容といたしましては、第1節報酬で63万3,000円、その他行政視察等の議員活動事業費及び一般事務経費でございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。

予算現額1億9,555万2,000円に対しまして、支出済額は1億8,901万3,951円となっております。その主な内容といたしましては、第2節給料及び第3節職員手当等で、組合職員23名分の給料及び各種手当でございます。第4節共済費でその主なものは、兵庫県市町村職員共済組合負担金でございます。

次に、決算書12ページをご覧ください。

第13節委託料でございます。委託料の支出済額は378万3,458円で、その主なものは財務会計給与計算の電算機器保守点検料、統一的な基準に基づく財務書類作成のための財務書類作成支援業務委託料でございます。次に、第14節使用料及び賃借料で539万5,262円を支出し、その主なものは財務会計給与計算システム借上料でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金で2,345万4,079円を支出し、その主なものは退職手当組合負担金及びたつの市からの派遣職員の人件費でございます。

次に、第3目基金費でございます。

予算現額2,425万2,000円に対し、支出済額は2,425万1,897円となっております。これは、備考欄に記載しておりますとおり、財政調整基金、ごみ処理施設整備基金及び退職手当引当準備基金にそれぞれ積み立てたものでございます。

次に、第2項監査委員費、第1目監査委員費でございます。

予算現額24万5,000円に対し、支出済額は21万3,770円で、委員報酬等に支出いたしております。

次に、決算書14ページをご覧ください。

第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費でございます。

予算現額9,580万8,000円に対し、支出済額は9,093万831円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第7節賃金では、臨時職員1名分の賃金でございます。次に、第11節需用費で3,856万7,253円を

支出しており、その主なものは火葬の主燃料である灯油、油脂代、電気代及び処理設備修繕費でございます。次に、第13節委託料でございます。委託料は3,757万8,187円を支出し、その主なものは清掃管理業務委託料として294万2,371円、火葬炉等管理業務委託料に3,013万2,000円を支出いたしております。次に、第14節使用料及び賃借料でございます。支出済額は286万1,518円で、その主なものは火葬場予約管理システム機器の借上料でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金で931万4,135円を支出し、その主なものは太子町からの派遣職員1名分の人件費でございます。

決算書16ページをご覧ください。

続きまして、第2項清掃費、第1目施設整備費でございます。第15節工事請負費では2億9,916万円を支出し、揖龍クリーンセンター大規模整備事業を実施しております。次に、第19節負担金補助及び交付金で1,116万5,040円を支出し、揖龍クリーンセンター周辺整備事業を実施しております。

次に、第2目塵芥処理費でございます。

予算現額13億5,988万円に対し、支出済額は13億2,092万3,156円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第1節報酬は、嘱託職員1名分の報酬でございます。第4節共済費は、臨時職員、嘱託職員の社会保険料等の支出でございます。第7節賃金は、臨時職員10名分の賃金でございます。第11節需用費の支出額は3億5,917万1,521円で、その主なものはごみ処理薬品に5,085万8,489円、コークス、石灰石の副資材費に1億3,258万9,628円、炉前資材費に3,646万4,148円、塵芥収集車両の燃料費に633万2,206円、灯油、油脂代に2,303万6,842円、電気代に5,314万4,246円、機器整備費に1,322万4,492円、塵芥収集車両の点検整備費に1,769万5,310円を支出いたしております。

決算書18ページをご覧ください。

続いて、第13節委託料でございます。委託料の支出済額は8億3,956万6,238円で、その主なものは一般廃棄物の収集運搬委託料として2億8,073万6,000円、操業委託料に2億736万円、定期保守点検整備委託料に3億240万円、集塵灰最終処分に1,353万6,828円、シルバー選別業務に1,199万6,185円、雑木等の処理委託料に1,010万8,949円を支出いたしております。次に、第18節備品購入費の支出済額は363万7,560円で、その主なものは重機購入費でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金の支出済額は8,374万8,028円で、その主なものはたつの市からの派遣職員10名分の人件費として8,302万1,328円を支出しております。

次に、第3目し尿処理費でございます。

予算現額7,899万7,000円に対し、支出済額は7,590万8,075円でございます。その主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書21ページをご覧ください。

第7節賃金では、臨時職員1名分の賃金でございます。第11節需用費で4,174万8,343円を支出し、その主なものは処理薬品費に373万2,958円、施設消耗品消耗部品費に159万7,635円、電気代に858万6,086円、上下水道代に1,090万7,709円、機器整備費に1,076万1,120円、処理設備、管理設備修繕費に469万8,270円を支出いたしております。第13節委託料の支出済額は2,153万9,082円で、その主なものはし尿収集運搬委託料1,525万3,882円を支出いたしております。次に、第19節負担金補助及び交付金の支出済額は922万8,492円で、その主なものはたつの市からの派遣職員1名分の人件費として918万5,892円を支出いたしております。

次に、決算書22ページをご覧ください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目元金で、事業債の償還金として支出済額は4,420万9,598円でございます。その内容は、ごみ処理施設建設事業債の償還元金でございます。

続いて、第2目利子では、先ほどご説明いたしました借入金に係る利子で、支出済額は74万6,184円でございます。償還期限は、令和10年度までとなっております。

なお、32ページに起債現在額調書を添付いたしておりますので、後ほどご清覧願います。

次に、第5款予備費につきまして支出はございません。

以上が一般会計の歳出の内容で、当初予算額20億7,264万7,000円に4,957万5,000円を増額補正し、予算現額を21億2,222万2,000円に対し、支出済額は20億5,840万431円でございます。

引き続き、歳入についてご説明申し上げます。決算書6ページにお戻り願います。

まず、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金で、収入済額は18億1,258万4,000円でございます。これは条例に基づく市町分賦金で、その内訳は備考欄に記載のとおり、組合運営経費、し尿処理経費、塵芥処理経費、収集運搬経費、火葬場運営経費等、構成市町でありますたつの市及び太子町から受け入れております。

続いて、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節火葬場使用料で、収入済額は2,596万5,100円となっております。

次に、第2項手数料、第1目衛生手数料、第1節塵芥処理手数料で、収入済額は1億6,645万6,840円でございます。第2節し尿処理手数料につきましては、

収入済額は2, 276万760円でございます。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節利子及び配当金につきましては、基金の利子収入といたしまして237万1, 579円を受け入れたもので、その内訳につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、決算書8ページをご覧ください。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金で、備考欄に記載のとおりごみ処理施設整備基金から繰り入れをしております。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金で、平成29年度の繰越金でございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入で、収入済額は2, 939万3, 497円でございます。その主な内容につきましては、備考欄に記載のとおりでスチール缶、アルミ缶、ペットボトル、雑鉄等の資源化物の売払収入として、1, 569万6, 883円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトル等を売り払いしました分配金として322万6, 690円、ごみ収集袋販売収入として812万8, 164円、関西電力に売電いたしました売電量料金として178万6, 203円等を受け入れたものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は21億2, 104万3, 969円となっております。

次に、決算書の26ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差し引き額6, 264万4, 000円につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源もないことから実質収支額も同額となっております。

なお、地方自治法の規定による基金繰入額はございません。

次に、決算書28ページの財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

土地、建物、機械設備、工作物につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、5の基金でございます。それぞれの決算年度末の現在高は、財政調整基金が2億9, 007万7, 000円、ごみ処理施設整備基金は3億3, 993万6, 000円、退職手当引当準備基金は2, 505万2, 000円となっております。

次に、6の物品につきましては、決算年度中、樹木粉碎収集車が1台減となっております。

以上で認定第1号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第2号、平成30年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

決算書の34ページをお開き願います。

平成30年度の歳入決算額は6,011万1,005円となっております。

次に、決算書の36ページをご覧ください。

歳出決算額は4,877万7,439円で、差し引き残額は1,133万3,566円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げますので、決算書の42ページをご覧ください。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。

予算現額1,317万1,000円に対し、1,210万1,653円を支出いたしております。その主な内容でございますが、急病センターの医療費請求事務に従事しております職員1名分の給料、職員手当、共済費等を支出いたしております。

第2目基金費につきましては、401万6,509円を財政調整基金に積み立てるために支出いたしております。

次に、決算書の44ページをご覧ください。

第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費でございます。

急病センター運営経費として、予算現額3,548万5,000円に対し、支出済額は3,265万9,277円となっております。支出の主なものは、第1節報酬では、診療に従事します看護師4名分の報酬でございます。第11節需用費では、医薬品、医療材料費等に732万6,451円を支出いたしています。第13節委託料では、急病センターの診療業務に従事していただいた医師に対する診療業務委託料として1,270万7,000円、薬剤師に対する薬剤業務委託料として374万2,855円、急病センターの受付業務を委託したことによる医事外来業務委託料246万1,347円、また急病患者の診療業務等の管理業務委託料として、たつの市・揖保郡医師会及び薬剤師会に180万円を支出したものでございます。

次に、第3款予備費につきましては支出はございません。

以上のとおり、歳出合計は予算現額5,317万3,000円に対し、支出済額は4,877万7,439円でございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

決算書38ページをご覧ください。

第1款診療収入、第1項診療収入、第1目診療報酬収入につきましては、受診者4,660人分の診療費として4,582万2,746円を収入しております。

続いて、第2款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、構成市町より急病センター運営に係る地方交付税交付金運営費算入分として552万4,000円を受け入れしております。

続いて、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目衛生手数料で、普通診断

書の発行手数料を収入しております。

続いて、第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金では、財政調整基金から生じた利子収入でございます。

続いて、第6款繰越金、第1項繰越金につきましては、平成29年度の繰越金でございます。

決算書40ページをご覧ください。

第7款諸収入、第1項雑入、第1目雑入では、国民健康保険事務処理費及び薬瓶代等を収入しております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続いて、決算書48ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入歳出差引額は1,133万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額も同額でございます。なお、地方自治法の規定による基金繰入額はございません。

次に、決算書50ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

まず、財政調整基金につきましては、決算年度末現在高は1億5,790万円となっております。物品につきましては、決算年度中、超小型分包機を購入したことによる1台増となっております。

以上で認定第1号及び第2号について概要説明を終わらせていただきます。なお、決算の審議に当たりましては、地方自治法第233条の規定により監査委員の審査に付した結果をお手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜り、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

9ページの歳入のところで、一番下のほうに雑入のところに樹木粉碎収集車売却分ということで、以前から処分する機械がないかと言うたら、これはチップにしてしまいう機械やね、これはたしか。それがあんなやけども壊れているからということで、これは38万円で売れたということやけども、ほんまに理想的な形やと思うんやけども、これは非常に需要が高くて、以前に茨城へ視察に行ったことがあるんです。タケ

ノコを粉碎させて、これで粉になったやつで非常に乳酸菌がとれるということでよく言われていたときに、あの時にもこの地域も非常に竹がたくさんあるということで、竹は根さえあれば、毎年どんどんどんどんやってくる中で、乳酸菌というのんの、これはがんにも効くし、そういったものの大切さというものを、あのとき皆さんは充分によく理解して帰られたと思うんやけど、事務局長だけはいなかったわね、そのとき。だから、そういったことの中で、今後この粉碎機、今後これは購入計画というのはないんですか。ただもうこれ受け入れだけして、そのまま償却処分してまうようにするのか。

何か今の言う、例題として、竹を粉碎して、粉にしながら乳酸菌にして、その取引先だけを見つけてやって売却処分するのか、そういうことをやはり、何回も言うようですけど、視察に行くと、プラスになるようなことはやはりプラスに変えていかないと、見に行くだけだったらだめやと思うんです。

今後この粉碎車を購入する計画はないんですか。昔のやつはちょっと大きなものを入れたらとまって無駄にしますけど、今のだったら性能が相当よくなっていますから、なかなかちょっとのことではとまらないと思うんですけど、非常に価値はあると思いますよ。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

樹木粉碎機につきまして購入予定はあるかということなんですけれども、近年今までの機械につきましては、壊れたということもあってかもわかりませんが、なかなか需要のほうはこちらのほうに届いておらなかったということで、一番最近で3年ぐらい前に、そのときにも若干動きにくくなっていたところを整備して、利用したということもあるんですけども、こちらの方でつかんでいる分については余り需要をお伺いしなかったの、整備することもないだろう、で動かないこともあり、このたびには廃車という形をとらせていただいたんですけども、またその機械に対しては、入ったときはやっぱりかなり需要があったという風には聞いておりますので、その辺の需要と合わせてそういう声が高くなってくれば、またそのときには検討したいと思うんですが、今のところは余りお伺いしてないので特には考えておりません。

○議長（畑山剛一議員）

1 番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

事務局長は何にもわかってないんやね。あなたは2年目だよ、今。2年目で私らはもっと前からこの機械があるということを聞いて、利用しようとしても壊れているという話で、そんなことばかり聞いていたらこんなもん利用すると言うてできるわけないでしょ。

それで、また壊れているようなもんを38万円で買う業者があるわけです。ということは、これを購入した方らは無駄にはしないでしょ、これ。粉砕車ということは、当然これをまた生き返らせて粉砕していくように使うと思うんです。それだけ需要があるんです。持っていくところに行けば。ただ、そういうことを考えてもらわないと。ただ単に壊れたものを壊れとるからどうやというて今説明しといてやね、需要がないからとかというて。それで、また過去に買うときは需要があった、それは当然の話ですよ、そんなもん。私が今言ってること間違ってますか。

だから、そういうことで、あるということになれば、使用料なんかをもらいながらこういうことをやっていくのかというやり方もあるんですわ。プラスになる、ずっと言うように少ない経費で大きくプラスになることを考えていかないと。これはもう普段からの情報収集ですよ。そういう情報を収集するという気持ちは事務局長にはないんですか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

情報等については仕入れたいと思っております。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

では、いろんな情報は日本国内なり世界にも散らばってますけど、こういった機械とかそんなが一番すぐれているのは日本ですから、だからまた情報収集しながら前向きに、たつの市にとってプラスになるようにしてもらいたいというように考えますんで、よろしくお願いたします。

それともう一点。

41ページの歳入、これも歳入の中の雑入ですけど、41ページの一番右下で情報提供料2,000円とあるんですけど、どういうことで、これは。情報提供した人に

2, 000円も払うということは。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

この情報提供料なんですけれども、薬物の過剰摂取があった場合、中毒センターのほうに報告をするというところがございまして、報告するのにお金を払うんですけれども、個人さんからお金をいただいて、その分をお支払いしておるんで、うちところは素通りだけなんですけれども、これが出てくるということは、そういう中毒系のものかなと。このたびのものについては、特に悪いやつじゃないんですけれども、通常の薬を過剰摂取した方がいらっしゃって、そういうものを情報提供した。そのために個人さんからこういう負担金をいただいたというものでございます。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

今の日本国内でも、若い子の中で中学生、高校生が、風邪薬とかああいうのを一度に20瓶とか過剰に摂取して、それを摂取することによって非常に気持ちがよくなるからとか頭がすきっとするとかそういうことを言っているんです。だから、こういうことはマスコミで報道されれば、全然知らない人までが知って、子供たちがまたそういうことをする可能性もなきにしもあらずですので、やはりそういうのはもっと聞き耳を立ててもらって、薬局とのやりとりとか、そういうことに対しても情報提供をもらえるように頑張ってもらいたいと思いますけど、できますか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

情報収集なり、それから発信なりについては極力頑張っていきます。

○議長（畑山剛一議員）

他にございませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

改選後でもありますので、ちょっと基本的なことの確認を含め、質問させていただきたいんですが、まず17ページの周辺整備事業について、中身についてもう少し説明をいただきたいと思います。

それから、19ページ、重機購入費とありますが、これは何を買ったのかなど。29ページの重機の部分にも増減には反映されていないように思ったんですけども、そのあたりの説明をいただきたいのと、それから21ページです。こちらが勉強不足の感もあるんですが、し尿券売りさばき手数料というのは一体どういうようなものなのかというふうに。

それから、29ページが先ほどの粉碎機のことですけれども、今の説明で大体わかりましたんで、そこはもう私の質問は重複となりますので、やめたいと思うんですが、あと最後に45ページ、医師送迎用タクシー借上料というものですけれども、ドクターの方々とはどういうような形での委託と、先生の動き方というのは、タクシーの借上料というのはどういう形での使われ方をしているのか、少し説明をいただきたいと思います。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、17ページ、周辺整備事業でございます。

こちらにつきましては、当組合、エコロが建っております自治会、こちらのほうの水路整備を行ったものでございます。こちらについては平成29年から今年度までをかけて3カ年で実施のほうを予定しております。

それから、19ページ、重機購入費でございます。

これにつきましては、ミニホイローダーとフォークリフトを更新をいたしております。ですので、先ほど言われましたように、29ページの物品ですけれども、フォークリフトとホイローダーにつきましてはプラス1、マイナス1と。どちらもゼロになっておるんですけど、プラス1、マイナス1で合計ゼロという形でございます。

それから続きまして、21ページのし尿券売りさばき手数料でございますけれども、こちらにつきましては、し尿の汲み取りをやっていただくのに汲み取り券を購入をしていただいて、その汲み取り券で利用者さんにお支払いいただくんですけども、その取り扱いを婦人会を通じてやって、販売をしていただいた分について、婦人会さんに手数料をお支払いいたしております。

45 ページですけども、タクシー借上料ですけども、こちらのほうは全員ではないんですけども、お医者さんの中に自家用車じゃなくてタクシーのほうをご利用いただく方がいらっしゃいますので、その方が使われたときにはタクシー代のほうをお支払いしているというものでございます。

○議長（畑山剛一議員）

他にご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の認定第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は原案のとおり認定されました。

～日程第4 議案第6号～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第4、議案第6号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議案となりました議案第6号、令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、組合管理運営上やむを得ない事情によりまして補正を必要とするものについて計上しておりますので、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、順を追ってご説明いたします。

第1条で歳入歳出それぞれ107万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億7,043万円にするものでございます。

その内容につきまして、補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費、第7節賃金、補正額107万8,000円の増額につきましては、本年8月より揖龍火葬場の正規職員が病気休暇を取得したことにより、約半年間臨時職員を新たに雇用するため、増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金におきまして、平成30年度の決算剰余金のうち107万8,000円を補正予算の財源とするものでございます。

以上で議案第6号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、議案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第6号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 一般質問～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第5、一般質問でございますが、通告により順次質問を許します。

なお、議事の円滑な進行を図るため、質問に与えられる時間は1議員当たり30分以内といたします。

初めに、1番 楠 明廣議員。

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

議長の許可を得ましたので、通告に従いながら一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目に、たつの市新宮町域家庭ごみ収集運搬業務について、この件に関しまして、本年3月、組合議会議員協議会におきまして、事務局から業務の見直しをし、民間委託を行う、またタイムスケジュール的な説明がありました。今までどおり新宮地域の家庭ごみ収集運搬業務がスムーズにできることを期待しておりますが、この組合ではごみ収集運搬業務に関しての入札、開札は初めてだと聞きます。収集漏れなどを初め、住民からの苦情も大変多く出てくると思います。そこで次のことをお聞きしたいと思います。

まず第1点目に、新年度に入り、これまでの取り組み状況について。2点目は受託業者に対する苦情等についてどういったことを想定し、どのように対応しようとして

いるのか。初めての業者が入りますから、初めて地域を回るということで、住民の方にどういった迷惑をかけるか分からない、そういったことに対してのペナルティーとかがあるのであれば、どういうことを、そういうときの対応策というのはどういう風に考えているのかということをお聞きしたいと思います。

次に、2番目が太子町域家庭ごみ収集運搬業務についてです。

本年12月より、たつの市新宮地域家庭ごみ収集運搬業務は全面委託実施となりますが、太子町域についてはどのように進めていく予定なのか、現在どのように取り組んでいるのかということで、今副管理者がおられますけども町長になられて、副管理者になられたときに、まず第一に言われたのが、太子町域の収集運搬業務を見直したいということを最初に言われていて、あれからもう4年ぐらい経過するんです。だけど、余りにも進展もないし、こちらの方で、たつの市域がやるのであればたつの市域の入札に入っている業者などを、たつのでそういったところに入札に入ってもらえないかということで入ってもらって、それで簡単に言ったらそのまま揖龍衛生に、この業者で入札をお願いしたいということで揖龍衛生の方に申し出をして、揖龍衛生がそれを入札を行うということで、そういった流れになっているんですけども、今現在の太子町の状況というのはどういう風になっているかと。

まず第一に、それでするしくお願いいたします。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

1番楠 明廣議員のご質問の1点目、たつの市新宮地域家庭ごみ収集運搬業務についてお答えいたします。

まず1番目の、新年度に入り、これまでの取り組み状況についてでございますが、当該業務の入札につきましては、制限つき一般競争入札としまして、5月20日に当組合ホームページに掲載することにより公告をいたしました。

6月7日、3者の開札を行いまして、その結果最安値を入札した株式会社ミツエから必要書類を徴し、審査をした上で6月17日に委託契約を締結いたしております。

委託収集への変更時期は12月1日で、それまでは準備期間としておりまして、受託業者においてごみステーションの確認、必要人員の確保、従事者研修等が行われ、当組合においても住民への周知等を行います。

8月に作業実施要領、注意事項等の説明と収集業務の細部について、株式会社ミツエと協議を行いました。また、同月に開催されましたたつの市連合自治会新宮支部役員会において、新宮地域家庭ごみ収集運搬業務の委託への変更とごみの出し方につき

ましては変更がないということをご報告いたしました。

さらに、10月に変更についてのお知らせを各戸配布することにより、新宮地域住民への周知を図ることとしております。

次に2番目、受託業者に対する苦情等について、どういったことを想定し、どのように対応しようとしているかについてお答えいたします。

受託業者は、廃棄物収集運搬業の許可を有し、実績も豊富で、廃棄物処理全般に精通しており、安全かつ確実に家庭ごみの収集運搬業務を移行できるものと確信をいたしております。一方、委託収集への変更当初は住民等からごみの収集漏れ、収集時間の遅れ、住民対応などに関する問い合わせが想定されます。収集漏れにつきましては、ごみステーションの地図を受託業者に提供し、12月の業務開始までにごみステーションの位置の把握をさせるなど、未然防止を図っておりますが、万一住民などからご指摘があった場合には、受託業者に確認をし、当日中に収集を完了させるようにいたさせます。

収集時間に大幅な遅れが出るようなことがあれば、住民サービスの低下にならぬよう、効率的な収集ルートの見直しや収集車両の増車などを検討させます。

住民対応などへの問い合わせにつきましては、指導を行うとともに、善処するべく職員研修の実施を要請し、報告をさせるように努めます。

ごみ収集業務は住民生活に密接に関連した業務であり、従来からの委託収集も含めて、引き続き安全かつ確実に業務を遂行し、住民サービスの向上に努めてまいり所存でございますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、2点目のご質問、太子町域家庭ごみ収集運搬業務についてお答えいたします。

ご質問の件につきましては、これまで組合議会において、平成25年12月、平成26年12月、平成27年3月、平成28年9月、それぞれの議会で太子町域のごみ収集業務について随意契約から競争入札への移行についてといった趣旨の質問を受け、当組合といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令で定められた委託基準を遵守した上で、環境省を通じて示されているとおり、住民の生活に直結する業務の重要性に鑑み、経済性の確保により、確実なる移行を優先する必要があるとの考えに基づき、長年にわたって安全かつ確実にごみ収集業務を行ってきた実績を有する業者との随意契約により、事業を実施することを基本方針としているとの回答をしております。しかしながら、将来的にはごみ収集業務におきまして、経費節減、公平性や透明性の観点から、近隣自治体の事例を参考に業務の見直しを検討してまいりました。

太子町域の収集業務については、入札へ移行する場合の問題点及び要検討事項などを協議しておりますが、実施に向けては太子町と組合で現行の随意契約業者から入札

へ移行することを伝えた上で、委託収集地域、委託収集品目を具体的に決定していく必要がございます。

いずれにしても、今後についてですが、随意契約から入札へ移行することには準備行為、既存業者への配慮など多くの課題があるため、引き続き検討を重ねてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

1 番 楠 明廣議員。

○1 番（楠 明廣議員）

余り長いこと答弁されたもので、一番最後のところぐらいしか記憶が残ってないんですけども、今の太子町域の問題ですけども、今は準備段階、25年から今現在に至るまでの流れの説明の中で、それで最終的にはこういう今現在収集運搬業務をやっているところに今後入札をかけたいというような説明をして、そういう流れがあるということは今言われたんですけども、どのレベルまで今進んでるんですか。そういうことはずっと過去から言っているわけでしょ。何年からその答弁を言われているんかわからないんですけども、太子町側として、もし今後収集運搬業務を入札をかけて業者を選定したいというのであれば、当然その問題もクリアしながら業者を選定していると思うんです。どこまで進んでいるんですか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

25年からといいますのが、25年から4回ぐらいにかけてご質問をいただいた際には随意契約で行きますよと。近年ですと28年です。最近の時には組合の例としましては、厚労省の通知に基づいて随意契約を変えませんよというご回答をさせていただいておったという前提がございます。その後もなんですけども、ここ最近のことでございますけれども、やはり近隣の状況、姫路市さんですとか、赤穂市さんですとかを見ますと、やはり入札をされている。そういう状況に鑑みまして、当組合としても入札する方向も検討していこうというところでございます。

ただ、太子町さんにおきましては、随意契約業者さんが長年されておりますので、加古川市さんの例をとりますと、急に変更することについては、やはり既存の業者さんの圧迫になるということもございまして、急に変更するということはなかなか難しいということもあって、まず業者さんに対しては、覚書をしないといけないんですけど

れども、まだこちらの具体的な形がまとまっておりませんので、業者さんに対してはまだやっております。内部でどういう業者さんにしようとかというところまで、まだそこまでは行っていない状況です。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

先ほども事務局長の答弁を聞かせてもらったら、その許可権とか、そういうのは全部揖龍衛生にあるように、揖龍衛生が全部それを業者選定して、それでそういう説明から今既存の業者に対しての説明、今後の流れも全部揖龍衛生が指図しているように聞こえるんですけども、そうなんですか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

そういうことではございませんで、事務处理的なものは当然組合のほうでやらせていただくんですけども、たつの市としてもそうなんですけれども、業者を決めたり、それから業者さんとのかかわりを持つとか、どの程度作業をされている業者さんか業者さんを絞ったりとか、エリアを区分けしたりとかというのは組合だけでは当然できませんので、太子町さんとそこら辺を協議して決めておるということになっていこうかと思います。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

だから、太子町の中でどの業者に頑張ってもらうかとかというのを選定してもらって、3軒あるんだったら3軒の業者に入札に参加してもらいたいということを揖龍衛生に伝えて、それで入札に当たっての処理を普通はしてもらうんが、それが筋やと思うんやけど。間違ってるんですか、私が言っていることは。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

いや、間違っていないと思うんですけども、当然入札をするとなった場合におきましては、今回やらせていただいたように一般競争入札になってまいろうかと思えますので、その条件、この間新宮でやったような例をとりますと、例えば営業区域がたつの市内ですよ、それから前年度までの収集実績、こちらのエコロですとか西はりまの方へをどれぐらい入れているかとか、そういう条件づけをしていくのについては、やはり太子町さんと相談しながら、それを決定していくということになってきますので、どれぐらいの業者さんが今あるのかというところは、済いません、まだ恐らくですけども1社ぐらいしか他にはないんじゃないかなという、今現在ですけども、そういうふうには思っております。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

ということは1社しかないんであれば、他の入札規定で町内に在住する業者に限るというのを外して行って、近隣の業者も参加資格を与えるというように変えていかないとだめだと思うんですけども。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

1社というのは、今やっておられるところ以外でもう少しやられているところがもう一社ぐらいかなと思っておるところです。済いません、違っていたらあれなんですけども、数量だけ見たところですけども。それ以外に広げるのかとか、例えば太子町だけでなくたつのを入れるのか、姫路を入れるのかというのはこちらの方ではやはり決めかねますので、それは選んでいただくようになろうかと思えます。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

ちょっとややこしい説明ばかりするからあれなんやけども、要するに太子町はこ

れだけの業者にやってもらいたいということを揖龍衛生に伝えれば、それで入札できるということでしょう。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

そうですね。そういうふうに絞っていただけましたら、その業者さんで入札をすることになりますけども。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

だから、今現在副管理者になられてからそのことをずっとおっしゃっているんですけど、そのことは確実に伝えていくんでしょ。だから、進捗状況を教えてもらいたいということを私が言ってるんです。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

その進捗状況なんですけれども、まだそこら辺の具体的なところまでは進んでない状況でございます。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

何遍でも言いますが、副管理者になられてから何年たっとなです。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

3年かと思います。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

3年もたつとったら普通、今事務局長が言われたことを、これは説明を確実にしておけば、当然太子町としてはそういった準備段階に入って、もうはっきり言って入札にかかってもおかしくないような状況だと思いますけども、なぜこう遅れているんですか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

いきなり入札というのは恐らくできないと思うんですけども、何年間か準備期間というのは当然必要になってこようかと思えますけれども、それが進んでないといいますのは、まだ具体的にどうしようというところの方向性でまだ共通認識ができていないというところだと思います。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

新人議員の方も含めて3人来てもらっている。大体わかられたと思うんですけど、流れは。それ以外はないんです。

だから、太子町側として業者にこういうふうに参加してもらいたい、それによって金額を安く、住民に対するサービスを安く提供したいと言われるのであれば、私も太子のほうにもよく飲みに行ったり過去にしていたときもあって、そういった話題が出ていたときに地元の住民の方とかにいろんなことを聞いていて、昔は収集運搬というのを午前中にまとめてやりたいということで、それで結局業者としては住民の人の収集運搬をみな午前中に回さなだめやから昼から空いてしまうんです、収集運搬が。だから、午前中に全部限って動かないとだめやから金額的なもんが高くなる、これも別に住民の人に聞いたら、私らも別に何も安くなるのであれば、午後も収集に来てもらったらいいですよと言われる方もたくさんおられたんです。だから、そういった

ことを聞きながら、やはり地域を限定しながら、この地域はそれであれば午後でもいいということがうまく満遍なく行けて、やっとな金額が下がってくると思うんです。だから、たつのなんかであれば、そういったことで午後や午前の収集運搬業務というのは当然あります。

そういったことですので、太子町としても住民サービスを提供するというので、やはり今後住民の方に訴えていきたいということになるのであれば、そういった手続を経ながらそういったことも時間的なものも考えてもらい、やってもらえば当然できると思うんですけど、前向きに進んでいくと思うんです。

今現在事務局長が答えられた、今現在入っている以外にもう一社あると、2社はあるということですね。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

大きいところは2社だろうと思っております。濟いませぬ、私の勉強不足で、もしあったら別なんですけれども。

ただそのもう一社さんがどれぐらいの量か、当然今の業者さんと比べたら少ない量ですので、どのレベルでその量を設定するかということによってまた変わってこようかと思ひます。

もっと小さくすれば、当然もっとほかにもふえてくることはあろうかと思ひます。

○議長（畑山剛一議員）

1番 楠 明廣議員。

○1番（楠 明廣議員）

だから、ということは太子町でこの業者に入札してもらいたいと、いやもうどちらがとっても同じような住民サービスを受けられるでしょうということを太子側から揖龍衛生に伝えられたら、それで入札はできるんですか、できないんですか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

一番最初のご回答でもさせてもらったように、以前ですと当然随意契約を優先とい

うことでしたけれども、近年の状況から見まして、随意契約をずっと続けていかなければならないということは考えておりませんので、入札への移行は可能であります。

○議長（畑山剛一議員）

1 番 楠 明廣議員。

○1 番（楠 明廣議員）

考えていないと入札へのあれは可能でございますということは、あなたが考えているだけで、これを太子町が入札でしますよということ言えば、これでできるということでしょう。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

おっしゃるとおりです。

○議長（畑山剛一議員）

1 番 楠 明廣議員。

○1 番（楠 明廣議員）

ということで、大体わかってもらえましたでしょうか。そういうことですので、前向きに太子町住民のために、理想に沿った収集運搬業務ができるように、前向きにやってもらいたいというように考えますので、よろしくお願いします。

以上。

○議長（畑山剛一議員）

次に、8 番 上山隆弘議員。

8 番 上山隆弘議員。

○8 番（上山隆弘議員）

まず、通告に従いまして一般質問をさせていただく前に、通常であれば、立場的に今頂戴しております副議長の立場から質問をさせていただきにくいところを改選後の初めての一般質問の場ということで、機会をご理解いただきました議長初め管理者、事務局、また議員の方々にまずは感謝を申し上げ、一般質問に入らせていただきたい

と思います。

改選後の初めてのことで、こちら側の勉強不足の感もある部分もあろうかと思いますが、いま一度この事務組合が取り組んでおる状況について、課題あるいは考えておられますこれからについて、今後協議が進められ、より良い形で協力を進めていくためにも、少し丁寧に回答をいただければありがたいかという風に思いますので、よろしく願いをいたします。

まずは1番、揖龍クリーンセンター及び揖龍休日夜間急病センター、揖龍火葬場、揖龍衛生処理場の事務運営管理をされているわけですが、それぞれの今後の取り組みの大きな計画と、そして管理者として考えるそれぞれの施設の課題についてどのようにお考えか説明を求めます。そして、それぞれについてのその確認と、今後クリーンセンターについては大規模整備も終わるということの中で、またこの問題も控えている中で、特にこれからについての考え方、取り組み方について確認をしたいと思います。

2番、たつの市、太子町、現在はこの1市1町の構成で組合を構成しておるわけですが、お互いの立場、意見は尊重し合い、よりよい行政サービスの向上に努めていることと考えております。共通の課題に対しては、どのような形でどの程度議論と協議がなされ、方向性の決定がなされているのか、つまりは先ほども楠議員の質問の中から、太子町にとっては大変確認をさせていただくようなことありがたい質問をしてくださってはおりますが、その認識の違いについても、ああそういうことなのかと今一度確認ができたところもございますし、事前の協議の中でも報告だけにとどまるものの内容が、果たして協議が必要なのか必要ないのか、一部組合の議会として、その存在はどうかということも含めて今後検討する部分が必要なのではないかという風に考えておりますので、この2問について回答いただきたいと思います。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

8番上山隆弘議員のご質問の1番目、揖龍クリーンセンター、休日夜間急病センター、火葬場、衛生処理場の今後の取り組み計画と課題についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、揖龍クリーンセンター、揖龍衛生処理場の今後の取り組みと計画と課題についてでございますが、揖龍クリーンセンターは平成9年の稼働以来22年余りが経過いたしております。平成19年から20年にかけて第1回目、平成28年度から令和元年度にかけて、令和9年を目標とした第2回目の大規模整備を実施し、延命化を

図っているところでございます。今後安定的かつ長期継続的にごみ処理を行っていくための抜本的な対策案が課題となっており、本年度業者委託により基本構想を策定することとしております。

基本構想の策定に当たっては、まずたつの市及び太子町からのごみ排出量を勘案して、新施設の必要処理能力を算定した上で、既存施設の老朽化した炉を同じ場所に入れ替える案と、敷地内の別の場所に新施設を建設する案の2つの案の内から決定することとしておりますが、策定に当たっては構成市町と十分に協議し、意見を取り入れた形でまとめていく予定としております。

次に、揖龍衛生処理場は、昭和57年の竣工以来37年が経過し、施設及び処理設備の老朽化が進む一方、公共下水道の普及に伴い、し尿の搬入量が年々減少していく中で、部分的な改修や処理方法の変更等により施設を維持してまいりました。し尿や浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しているとはいえ、農業集落排水やコミュニティプラント等の浄化槽汚泥はたつの市の施設で処理する事も検討はいたしましたが、現状では全量処理することは困難であり、今後とも施設の稼働を前提として、施設の規模を縮小しつつ、維持するための必要最低限の改修を行っていきたいと考えております。

衛生処理場の課題といたしましては、いつまでこの施設を維持していく必要があるかでありまして、これにつきましては、たつの市の所有する農集等類似施設の改修や、下水道への接続等の計画を踏まえ、引き続きたつの市及び太子町関係各課と協議検討を行ってまいります。

次に、火葬場の今後の取り組み計画及び課題についてお答えいたします。

まず、火葬場の今後の取り組み計画についてであります。火葬場、筑紫の丘斎場は建設後15年を経過しており、適切な運転、維持管理を行うために定期的に火葬炉を含む各設備の保守点検を実施し、施設の延命化に取り組んでおります。

今後とも構成市町と十分に協議を行っていくことはもとより、環境の変化に応じ、業務の見直しを行うなど、経常経費の縮減を図るとともに適切な運転、設備の保守により適正な施設の運営に努めてまいります。

次に、課題でございますが、火葬炉設備におきましての使用頻度等も勘案した上で、現状におきましてはおおむね10年ごとに炉の更新をしておるところでございます。また、老朽化に伴い、台車など、その他設備の更新も必要になってくると考えており、年次的な更新計画を立て、あわせて更新費用の平準化を図ってまいりたいと思っております。

引き続きまして、休日夜間急病センターの今後の取り組み計画と課題についてお答えいたします。

まず、休日夜間急病センターの今後の取り組み計画については、現在総務課職員が執行医師などと連携をとりながら、急病センター事務を兼ねて行っておりますが、例

えばインフルエンザの流行時期などの医薬品の補充など、専門的な知識がなく、緊急時の対応が難しい場合があります。一方では、兵庫県下において指定管理者制度を導入している急病センターは14施設のうち8施設あり、その全てが医師会を指定いたしております。

組合としましても指定管理者制度について、これまで管理運営業務を適正に執行していただいております。たつの市・揖保郡医師会と協議を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、課題でございますが、現在たつの市はつらつセンター内に設置している急病センターですが、特にインフルエンザの流行時期には待合室、トイレ等が手狭なために、受診患者に対して不便な思いを強いております。また、急病センター出入り口が1カ所ということもあり、一般患者とインフルエンザ等の感染者との隔離に苦慮しているところでございます。

今後指定管理者制度の協議を進めていく中で、医師会からより広い施設の改修といった要望が出ることも想定されますが、指定管理者制度の協議とあわせまして、今後とも医師会と協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目のご質問についてお答えいたします。

当事務組合は、たつの市、揖保郡太子町の事務の一部を共同処理するために設立された事務組合で、主にごみ、し尿処理、火葬などの事務を共同で処理いたしております。また、共同処理する事務を効率的に円滑的に進め、地域住民の行政サービスの向上を図るために、さらには構成市町の実態、また情報、広聴を的確に把握して、事務組合運営に反映させるため、構成市町の連携体制への組織を内部に設置いたしております。その目的達成のため、具体的には構成市町と主管課長等々、事務組合管理職職員をもって構成いたしております幹事会、それに当該メンバーと管理者、副管理者をもって構成する正副管理者会を設置し、事務組合運営の推進の根幹となります予算、決算を審議したり、事務組合の行政施設の総合調整及び重要事項の方針決定などを行うなど、十分な意見調整をしておるところでございます。

今後におきましても懸案課題などに対しまして、構成市町と十分に連携し、さらなる体制の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑山剛一議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

まず、1つずつこれは質問していく方がいいのかなとは思いますが、クリー

ンセンターは延命化を図りながら、新たなあり方についても構成市町と協議をしながら進めているということで、当然たつの市の意見、また太子町の意見もあろうかと思いますが、その中でこうして昨日行われたようなごみ処理施設整備基本構想策定業務委託ということで、そのために中身をしっかりと進めていくためにも努力されていることは理解しております。

その中で、今後のごみ処理施設のあり方について、どういう方向を管理者、そもそも事務局は向いて進めておるのか、もう少し具体的に説明をいただけないでしょうか。

○議長（畑山剛一議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

今現在進めておりますのが、今後、こちらのほうが令和9年度を目標とした大規模改修をやっておりますので、それ以降のごみ処理についてどうするかということで基本構想を今年度まとめようとしているところでございますが、まず1点目といたしまして、焼却炉、こちらの大きさを決める必要がございます。ですので、今年度中に大きさは決めておきたいというのが1つです。もう一つが、ごみ処理施設をどこに建てるのかというところでございます。

なかなかこの敷地以外の新しい場所というのは難しいということもございますので、現有しております敷地内のどこかで設置ができるのかというところで、図面等、その大きさが入るのかというところを今図面といいますか、詳細なものではないんですが、概要版で当てはまるかどうかを確認をいたしているところです。

それともう一点、新しい施設、もしくは今あります施設の炉だけを変えたらどうなるかというところでございます。炉を変えると、その部分のみは新しくなるんですけども、何分それ以外のところがもう20年、完成したころには30年たっておりますので、それ以外のところにつきましてもかなり劣化しているということもあって、結局全て取りかえてしまわないといけないのではないかという懸念もあり、今両面でどちらの方向に進むかというところを決めていきたいと。先ほど申しましたようにその決定に当たっては、市町の関係者の方に集まっていただいて、ご説明もした上で決定をしていきたいというふうに今年度は考えているところでございます。

○議長（畑山剛一議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

今考えておられる中だけでも、そうして議論が必要なところが幾つかあるのかなというふうに見受けるところもあるんですけども、担当者レベルであったり管理者レベルでしっかりその中身を協議をされているという理解でよいのかなとは思いますが、やはり議会に持ち帰ってもその方向性というのは町にも市にもごみの処理計画があるわけがございますから、その中にごみの減量化であったり、これからはごみの処理をしていく上での有料化であったり、循環型社会という意味でも自治体自体が考えていかななくてはいけない課題も踏まえておるところがあると思うんです。そのあたりに対しての解釈を事務組合で進めていく中でも共有していく要素がたくさんあって、複雑になってきているという風に考えるところがあるわけですが、ちなみに今現状、例えばごみのことを調べておる中では、兵庫県でも資料としていろんなものが出てきたんですけども、県内では27年の資料として廃棄物処理事業経費の推移ということで、1人当たりの廃棄物処理事業経費について、ごみ処理事業経費は全体として減少傾向であり、し尿処理事業経費については近年増加傾向であるという部分のページ、これは平成27年ですけども、大体1人当たり1万1,232円がかかっていると。この一部事務組合では、現状どの程度1人当たりの金額がかかっているのかということを出さなくても結構ですけども、示せるような形を、納得いく形で数字で示せるような形を出しながら、地域にも理解を進めていく方法を進めていきたいというふうにも考えますし、ごみの問題というのは住民の意識の問題であるという風に考えますので、事務組合としてもその受け皿として、先ほどの楠議員からもあったように、住民に理解をしてもらうためには進めていかなくちゃいけない、我々も住民から選んでいただいている立場として、地域の住民さんに説明をしていく必要があると思います。そういった意味でももう少し協議の場が開かれた形で進められればありがたいなというふうに思っております。

火葬場ですけども、これから人口減少の社会とありますけども、その辺、施設として今15年とおっしゃいましたけども、延命措置を続けておるということでございますが、将来的に人口の推移も含めて、施設としてのあり方にどう今課題をもう少し見出しておるのかなというのが気になるところなんですけども、それともう一点、人骨灰であったり、動物灰の処理、あるいは活用の仕方については現状はどのような考え方で進めておられるのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（畑山剛一議員）

衛生業務課長。

○衛生業務課長（福井照子君）

質問が後先になってしまいますけれども、人骨灰、残骨灰の部分について説明させ

ていただきます。

残骨灰につきましては、昨年、平成30年度1年間の人体におきましては5,053キログラム、動物につきましては、400キログラム、こちらの残骨灰につきましては、先祖ですとか家族の灰は同じ寺院で供養してほしいという利用者の宗教的な感情を考慮いたしまして、筑紫の丘斎場ができて以来、人骨灰につきましては、石川県輪島市の総持寺祖院というところに埋葬させていただいております。動物灰につきましては、静岡県浜松市の信栄寺という寺社に同じく埋葬しております、それぞれに供養をしていただいております。

○議長（畑山剛一議員）
事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

人口減少に伴っての施設の考え方というところなんですけれども、ここ近年ですけれども、火葬場の使用状況につきましては、ほぼ横ばいの状態となっております。

火葬炉のまず維持管理に関しましては、火葬炉自体は要は何回使用したかということによりまして耐用年数が変わってまいります。ですので、火をつけて冷やして、火をつけて冷やしてしますので、その回数によって傷みが違ってきて、大体それで10年ぐらいということで、こちらのほうを現在考えているところでございます。

今後なんですけれども、高齢化はいたすんですけれども、それなりの人数等が現在も利用されておりますので、やはり延命化といいますか、こちらもこの利用に不便のかからないような形での更新等を行って、利用していくというところでございますけれども。

○議長（畑山剛一議員）
8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

先ほどの前段の説明の中で、使用頻度については10年ごとの更新をしながらということで課題として上げておられますので、今後確かに人口が減っても亡くなる方の数というのはある程度の人口があれば、一定したものはまだ続くとは思いますが、やっぱり今後公共の施設というのは30年、40年というその寿命があるような中で、その30年先、40年先がどうあるのかということをおいかに考えていかなくはないのかという部分は、経費を抑えるに当たっても課題ではないかなという風に考えるところがございまして、先ほど聞きました人骨灰についても処理の仕方に

については有機物、昔は墓荒らしみたいなんがあったりして、腕時計であったり、歯の治療の金属物、それを生かしながら対応している業者もあるようにはお聞きしておるんですけども、そういったものを入札して無料で引き取って、そこに有機物を生かすような形で使われている市町村もありますが、現在事務組合においてはそういうふうに入骨灰の売買は行っておらない状況ですね。

○議長（畑山剛一議員）

衛生業務課長。

○衛生業務課長（福井照子君）

人骨灰の売却は行っておりません。

○議長（畑山剛一議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

わかりました。

私もいつかそこに入って焼いてもらわなきゃいけないわけですけども、なかなか太子町の建屋も変わった建物で、いろいろと維持管理が大変かと思いますが、よろしく願いをいたします。

それから、夜間救急急病センターについてですけども、これはやはり救急急病になるという部分で、この地域というのは、救急病院も数が少ないような状況の中で、その役割としては、考え方として大きな部分があるのではないかなとも思いますが、太子町の方々でも姫路市のほうに行ってしまう場合もありますし、そういった意味合いで医師会の方々の意見、あるいは事務局、管理側の立場として、現在どのような救急急病も含めて、夜間救急急病センターが果たす役割の幅として、どのような意見交換がなされているのか、説明いただけませんか。

○議長（畑山剛一議員）

総務課長。

○総務課長（田淵寿哉君）

意見交換という意味合いが理解にちょっと苦しむところですけども、年に1回急病センター運営委員会、これは年に1回運営委員会のところのメンバーに薬剤師の方々を含めた検討委員会もまたございまして、その中でいろいろな急病センターの運

営についてのやりとり等をさせていただいたり、執務していただいている先生方とい
いますのは、一旦家に帰られますと町の一般開業医でございますので、そちらでのい
ろいろな患者さんとのやりとりとの情報交換なんかもそちらの運営委員会等でさせて
いただいて、事務局も専門知識がない中でもいろいろと助言をいただきながら運営に
努めておるんですけれども。

○議長（畑山剛一議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

担当者としても先生方とうまく協議をしながら進めていただいていることという理
解をいたしますが、やはり今後も救急急病の状況に関しては、この地域というのは非
常に課題が大きいというふうに考えるところがございますので、もちろんドクターそ
れぞれに考え方はまちまちあるとは思いますが、地域の形の中だけでもうまくカバー
できる対応の医療体制というのは、夜間救急急病センターのあり方と同時に、地域の
医師会とも共通の課題として協議を進めていただきたいなというふうに思います。

それから、最後の2番の質問についてですけれども、楠議員が我々が改選後という
ことで、私たちの太子町の議員にもわかりやすいように対応いただきましたことをあ
りがたく思います。先ほどからの事務局長の説明においても、たつの市、太子町双
方が協議をしてという言葉がその都度の施設ごとにも出てくることから、太子町と
たつの市はしっかりと協議がなされ、事務組合の運営がなされていると理解したいと
思っております。

連携の内容については、たつの市にもたつの市の考えがあり、太子町には太子町の
考えがある中で、我々地元太子町の議員としてもそのあり方については一致団結し
て、事務組合のよりよい行政サービスのために努められるよう、今後努力をしていき
たいと。過去に聞いておれば、議員自体が過去ばらばらだったんじゃないのかなとい
うようなことも太子町内の議会議員の中からは話題として聞くところもございま
すが、けんかをしてもしょうがない場ですし、皆さん意見は違っても方向性として考
えるところにしっかりと議論を太子町も進めて、よりよい形での行政サービス、そし
て事務運営の理解が図られるように努めていきたいと思っておりますので、今後とも協力をお
願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（畑山剛一議員）

以上で一般質問を終わります。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

これをもちまして、令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 挨拶

○議長（畑山剛一議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は提出議案に対する慎重なる審議、適切妥当なご決定をいただき、誠にありがとうございました。

週明け10月に入りますと本格的な実りの秋、スポーツの秋の到来となり、秋の行事も数多く予定されておりますが、一方で先月には今春に計画しています行政視察先の周辺において、集中豪雨による被害が発生しております。幸いに行政視察先におきましては大きな被害もなく、予定どおり行政視察を実施することができると報告を受けております。

理事者におかれましては、さまざまな災害を想定した予防対策と災害時の情報収集、伝達手段をいま一度確認され、住民の生命、財産を守るため、万全の態勢をお願いする次第であります。

議員各位におかれましては、これからは暑さも和らぎ、秋の気配を感じる時期となりますが、季節の変わり目、体調を崩しやすい時期でもございます。11月には組合議会行政視察が控えておりますので、体調管理にはくれぐれもご留意いただき、ご出席いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和元年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が閉会されるに当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会に上程いたしました案件につきましては、提案のとおりご承認を賜りま

してありがとうございました。

季節の変わり目ですので、くれぐれも議員の皆様には今後とも健康には充分にご留意いただき、組合の事業推進に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 2 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月26日

組合議会議長 畑 山 剛 一

会議録署名議員 柏 原 要

会議録署名議員 森 田 哲 夫